





		場所を給湯設備で設ける			部品に一階及び敷地及び			位置質量(単位グラム)			この表において、木ねじとは、JIS B 一三五五(すりわり付き木ねじ) JIS B 一九九五に適合する木ねじをいうものとする。次号の表において同じ。		
四 給湯設備又は支持構造部の建築物の部分等への取付け部分が荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表に掲げる力の組合せによる各力の合計をいう)に対する安全上支障のないことの確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地震に対して安全上支障のないことを確認することができる場合には、この限りでない。	え 六十を下 え 六百以上	下え六十を以超	え六十を下 え六百以上を超	下え六十を以超	え六十以下	下え六十を以超	え六十以下	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の種類	ト等による累積	引張耐力の合計が三・六キロ	
								数ルート等の本数			等をいう。)を表すものとする。		
								引張耐力(単位 キロニュートン)			G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等)をいう。)を表すものとする。		
								K P G 給湯設備及び支持構造部の固定荷重によって生ずる力			K P G 給湯設備の積載荷重によつて生ずる力		
								K P G 地震力によつて生ずる力			K P G 地震力によつて生ずる力		
								この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。 $P = k w$			この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。 $P = k w$		

(七) (2) 給湯設備(循環ポンプを含む)	附則		W 給湯設備及び支持構造部の固定荷重と給湯設備の積載荷重との和(単位 ニュートン)			P 地震力(単位 ニュートン)			G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等)を表すものとする。				
		○国土交通省告示第十四百四十八号			この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。								
		建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項の規定に基づき、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件平成二十年国土交通省告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。			この表において、木ねじとは、JIS B 一三五五(すりわり付き木ねじ) JIS B 一九九五に適合する木ねじをいうものとする。次号の表において同じ。			この表において、木ねじとは、JIS B 一三五五(すりわり付き木ねじ) JIS B 一九九五に適合する木ねじをいうものとする。次号の表において同じ。					
		平成二十四年十一月十二日			前文中「第一項から第三項」を「第一項から第七号まで」に改める。			国土交通大臣 羽田雄一郎					
		別表第四(内)の項防火区画等の貫通措置の状況の項目欄中「第七号イ」を「第七号」に改め、同表一			自視又は触診により確認する。			G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等)を表すものとする。			G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等)を表すものとする。		
		前文中「第一項から第三項」を「第一項から第七号まで」に改める。			G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等)を表すものとする。			G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等)を表すものとする。			G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等)を表すものとする。		

(4) 車による曲げ回数が多い箇所を加え、同(3)の項目の素線切れの状況の項目は欄に「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(4)欄に「場合に」を「場	別表第四号3(4)の欄に「衛星」を「衛生」に改める。	この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。	○国土交通省告示第千四百四十九号 期検査基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに定めたる件(平成二十年国土交通省告示第二百八十三号)の一部を次のように改正する。 別表第一(二)(三)の項目の箇所の状況の項目は欄に「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(3)の項目の素線切れの状況の項目は欄に「場合に」を「場	別記第四号1(1)から(6)までの欄に「排水配管」を「及び排水配管」に改め、同2(1)から(6)までの欄に「給水タンク等」を「飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに「給水ポンプ」を「ガス湯沸器」に改め、同(7)の欄に「ガス湯沸器」を「給湯設備(ガス湯沸器を除く。)」に改め、同(8)の欄に「煙突及び給排気部の構造」を「取付けの状況」に改め、同(9)の欄に「ガス湯沸器の腐食及び漏水」を「給湯設備の腐食及び漏水」に改め、同(10)の欄に「ガス湯沸器の運営及び給排気部の構造	める。 別記第四号1(1)から(6)までの欄に「排水配管」を「及び排水配管」に改め、同2(1)から(6)までの欄に「給水タンク等」を「飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに「給水ポンプ」を「ガス湯沸器」に改め、同(7)の欄に「ガス湯沸器」を「給湯設備(ガス湯沸器を除く。)」に改め、同(8)の欄に「煙突及び給排気部の構造」を「取付けの状況」に改め、同(9)の欄に「ガス湯沸器の腐食及び漏水」を「給湯設備の腐食及び漏水」に改め、同(10)の欄に「ガス湯沸器の運営及び給排気部の構造

ガス湯沸器の構造排気部の漏出状況	目視又は触診により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第63号第270号に規定する。ただし、漏出等があること。
漏出等があること。	本体に腐食又は漏水があること。	又は第三百八十八号告示第270号に規定する。ただし、漏出等があること。

を

別表第一(二)(三)の項目の素線切れの状況の項目は欄に「(3) 鉛が著しいこと又は」を削り、同(3)の項目の主索の摩耗粉の状況の項目を次のように改める。

主索の摩耗粉の状況の項目	鉛の状況の項目
主索の摩耗粉の状況	鉛の状況

鉛及び粉の鉛びの状況	鉛の状況
鉛及び粉の鉛びの状況	鉛の状況
鉛及び粉の鉛びの状況	鉛の状況